

八代市議会

議長 村川清則様

広報委員会委員長 金子昌平様

令和7年5月9日

市民で決めよう！ 厚生会館住民投票の会

共同代表 磯田 毅

松岡 明

やつしろ市議会だより5月1日号に関する公開質問状

立夏の候、八代市議会の皆さまにおかれましてはますますご健勝のことと存じます。

さて、先般発行されました「やつしろ市議会だより『with』」2025年5月1日号において、1月臨時会にて「旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例案」が審議・採決された件が取り上げられております。条例案の概要▽旧八代市厚生会館をめぐるこれまでの経緯(時系列表)▽市長の意見書の概要▽委員会での審議結果▽本会議での討論・採決結果——について、「クローズアップ 議会が注目した議案をピックアップ！」と題された、2ページを費やした大きめのコーナーで解説されています。

ところが、条例案請求代表者として当会共同代表の2人が本会議場で計30分にわたって意見陳述したことやその内容については、一切触れられておらず、条例案の審議の過程で請求代表者が意見を述べるような場面はまるでなかったかのごとくに扱われています。ちなみに、合併による新八代市発足後、一般市民が本会議の場において発言・意見陳述したのは初めてとされる画期的なことでした。一方、条例案に反対する市長意見については、26行を費やして詳細にその概要を掲載されています。

つきましては、この件に関して以下の公開質問をいたしますので、文書にてご回答をお願いいたします。なお、大変恐縮ですが、ご回答は今月末までをお願いいたします。

1. 今回提案された「旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例案」は、確かに市長名で議会に提案されたものではありませんが、地方自治法に基づく直接請求による条例案です。しかも、その条例案の条文は、直接請求を行った市民団体「市民で決めよう！ 厚生会館住民投票の会」が、全文を作成してい

ます。つまり、議会に対する提案者としての市長は形式的なものであり、本来的かつ本質的な提案者は市民団体「市民で決めよう！ 厚生会館住民投票の会」です。この認識をお持ちだったかどうか、お答えください。

2. 八代市議会にも、他自治体の議会と同様、「市民に開かれた議会」という大前提があると思います。市民が本会議の場で全議員を前にして登壇して意見を陳述することには大変な重みと意味があると思いますが、その重みや意味についてどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。
3. 今回の条例案の請求代表者(市民)が行った意見陳述について、そうした意見陳述が行われたことを「やつしろ市議会だより『with』」2025年5月1日号に記述しなかったことの理由を教えてください。
4. そもそも、条例案の簡単な概要は掲載されていますが、提案理由についての言及はありません。すでに閉館となっている旧八代市厚生会館についてこのような条例案が提案されるという状況を踏まえれば、なぜこの条例案が直接請求されたのか、その提案理由を説明する文章があってしかるべきだと思いますが、それも掲載しなかったのはなぜでしょうか。理由をご説明ください。
5. 形式的な提案者である市長の意見書については、条例案に反対する趣旨を26行という分量で十分に掲載されている一方で、条例案の請求者である市民の意見陳述の内容に一切触れなかったのはなぜですか。ご説明ください。
6. 市民が本会議場で陳述したという事実及びその陳述内容(概要)について、市民向けの議会だよりで記載せず、無視するという扱いは、「市民の意見陳述は審議において意味がない。また、広く市民一般に伝える意味もない」という八代市議会の態度表明とも受け取れます。そのように認識しますが、宜しいでしょうか。